

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年8月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400079 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400041 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における共済組合員としての資格取得年月日を昭和 53 年 5 月 1 日、資格喪失年月日を昭和 59 年 7 月 1 日に訂正し、標準報酬月額については、14 万 7,805 円とすることが必要である。

昭和 53 年 5 月 1 日から昭和 59 年 7 月 1 日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 5 月 1 日から昭和 59 年 7 月 1 日まで

請求期間においては A 事業所に準職員又は職員として勤務し、B 共済組合 (当時) に加入していた。A 事業所における履歴が確認できる履歴書を提出するので記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及び C 社から提出された請求者の A 事業所における職歴や俸給等が記載されたカード (以下「履歴カード」という。) により、請求者は A 事業所において昭和 53 年 5 月 1 日付けで準職員となり、同年 11 月 1 日付けで職員となったことが確認できること、C 社の回答により、履歴カードに記載がある昭和 59 年 4 月 1 日の給与改訂は「昭和 59 年 9 月 * 日付職給第 * 号給与改訂等について (通達)」により行われたことが確認できること等から判断すると、請求者は、請求期間において B 共済組合員としての資格を有していたものと認められる。

一方、B 共済組合員であった期間は、平成 9 年 4 月 1 日以降、厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成 8 年法律第 82 号) 附則第 5 条の規定により、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされる取扱いとなったことから、請求者の同共済組合員としての資格取得年月日に係る記録を昭和 53 年 5 月 1 日、資格喪失年月日に係る記録を昭和 59 年 7 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、共済年金制度における昭和 61 年 3 月以前の標準報酬月額は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 105 号) 附則第 9 条の規定に基づき計算することとされており、履歴カードにより確認できる請求者の俸給額及び日本年金機構の回答から、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、14 万 7,805 円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400286号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400042号

第1 結論

1 請求者のA社における平成16年10月1日から平成17年1月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年10月の標準報酬月額については22万円から36万円、同年11月の標準報酬月額については22万円から34万円、同年12月の標準報酬月額については22万円から38万円とする。

平成16年10月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年10月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成10年1月1日から平成11年1月1日まで
② 平成16年10月1日から平成17年1月1日まで

A社に勤務している期間のうち、請求期間に係る資料を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者から提出されたA社に係る給料支払明細書により、請求者の当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月

額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給料支払明細書により確認できる報酬月額から、平成16年10月の標準報酬月額を36万円、同年11月の標準報酬月額を34万円、同年12月の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険に係る届出及び保険料の納付について、資料がなく不明である旨回答及び陳述しているが、日本年金機構から提出された平成16年9月の定時決定における健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、請求者に係る報酬月額は、オンライン記録に見合う金額で届出されていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間②に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①については、請求者から平成10年分に係る源泉徴収票が提出されたが、当該資料からは請求期間①に係る請求者の各月における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

一方、A社は請求期間①に係る給料一覧表、源泉徴収簿等の資料を保管していないほか、請求者も給与支払明細書を保管していないことから、当該期間に係る各月の報酬月額及び厚生年金保険料額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。